

第 104 期決算公告

平成 18 年 6 月 28 日

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号

株式会社 山形しあわせ銀行

取締役頭取 澤 井 誠 介

第 104 期末（平成 18 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け | 32,290 | 預 金 | 599,485 |
| 現 金 | 19,479 | 当 座 預 金 | 17,013 |
| 預 け 金 | 12,811 | 普 通 預 金 | 179,527 |
| コ ー ル 口 | 13,000 | 貯 蓄 預 金 | 1,092 |
| 有 価 証 券 | 115,463 | 通 知 預 金 | 10,826 |
| 国 債 | 61,851 | 定 期 預 金 | 371,675 |
| 地 方 債 | 306 | 定 期 積 金 | 14,739 |
| 社 債 | 12,848 | そ の 他 の 預 金 | 4,611 |
| 株 式 | 7,277 | コ ー ル マ ネ | 1,879 |
| そ の 他 の 証 券 | 33,180 | 借 入 金 | 6,000 |
| 貸 出 金 | 458,969 | 借 入 金 | 6,000 |
| 割 引 手 形 付 | 11,845 | 外 国 為 替 | 3 |
| 手 形 貸 付 | 46,515 | 売 渡 外 国 為 替 | 3 |
| 証 書 貸 付 | 355,517 | そ の 他 負 債 | 1,648 |
| 当 座 貸 越 | 45,089 | 未 決 済 為 替 借 | 184 |
| 外 国 為 替 | 163 | 未 払 法 人 税 等 | 62 |
| 外 国 他 店 預 け | 146 | 未 払 費 用 | 563 |
| 買 入 外 国 為 替 | 1 | 前 受 収 益 金 | 484 |
| 取 立 外 国 為 替 | 15 | 従 業 員 預 り 金 | 236 |
| そ の 他 資 産 | 2,757 | 給 付 補 て ん 備 金 | 5 |
| 未 決 済 為 替 貸 | 164 | 金 融 派 生 商 品 | 35 |
| 前 払 費 用 | 824 | 繰 延 ヘ ッ ジ 利 益 | 0 |
| 未 収 収 益 産 | 704 | そ の 他 の 負 債 | 74 |
| そ の 他 の 資 産 | 1,063 | 退 職 給 付 引 当 金 | 209 |
| 動 産 不 動 産 | 14,716 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,151 |
| 土 地 建 物 動 産 | 14,065 | 支 払 承 諾 | 7,192 |
| 建 設 仮 払 金 | 65 | 負 債 の 部 合 計 | 618,569 |
| 保 証 金 権 利 金 | 585 | （ 資 本 の 部 ） | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,217 | 資 本 | 5,200 |
| 支 払 承 諾 見 返 金 | 7,192 | 資 本 本 剰 余 金 | 3,324 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 7,278 | 資 本 準 備 金 | 3,324 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 13,823 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,908 |
| | | 任 意 積 立 金 | 11,441 |
| | | 退 職 給 与 積 立 金 | 500 |
| | | 特 別 償 却 準 備 金 | 38 |
| | | 別 途 積 立 金 | 10,902 |
| | | 当 期 未 処 分 利 益 | 473 |
| | | 当 期 純 利 益 | 536 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,135 |
| | | 株 式 等 評 価 差 額 金 | △ 2,560 |
| | | 資 本 の 部 合 計 | 22,922 |
| 資 産 の 部 合 計 | 641,492 | 負 債 及 び 資 本 の 部 合 計 | 641,492 |

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 22年～50年 |
| 動 産 | 4年～15年 |
 6. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
 7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,714百万円であります。
 9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | 発生年度において全額損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 |

なお、会計基準変更時差異（代行返上後 2,189百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
 10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 11. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委

員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。

12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式により行っております。

14. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額は 175 百万円であります。

15. 子会社の株式総額は 10 百万円であります。

16. 子会社に対する金銭債務総額は 1 百万円であります。

17. 動産不動産の減価償却累計額は 11,612 百万円であります。

18. 動産不動産の圧縮記帳額は 1,070 百万円であります。

19. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、事務機器及び車輛については、リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,492 百万円、延滞債権額は 16,517 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

21. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 1 百万円であります。

なお、3 か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金であります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,867 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 25,876 百万円であります。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、500 百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 11,845 百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | | |
|------|-------|-----|
| 有価証券 | 3,951 | 百万円 |
| その他 | 1 | 百万円 |

担保資産に対応する債務

預金 122 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 22,085 百万円、定期預け金 500 百万円を差し入れております。

27. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 3,690 百万円

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000 百万円が含まれております。
29. 1 株当たりの純資産額は、366 円 52 銭であります。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。
以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券

| | | |
|----------------|---|-----|
| 貸借対照表計上額 | — | 百万円 |
| 当期の損益に含まれた評価差額 | — | 百万円 |

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 貸借対照表 | | 時 価 | 差 額 | うち益 | | うち損 | |
|-----|--------|-----|--------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 計 上 額 | | | | うち益 | うち損 | | |
| 国 債 | — | 百万円 | — | 百万円 | — | 百万円 | — | 百万円 |
| 地方債 | — | | — | | — | | — | |
| 社 債 | 3,802 | | 3,723 | △78 | 21 | | 100 | |
| その他 | 23,465 | | 22,966 | △499 | 107 | | 606 | |
| 合 計 | 27,267 | | 26,689 | △577 | 128 | | 706 | |

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取 得 | | 貸借対照表 | 評価差額 | うち益 | | うち損 | |
|----|--------|-----|--------|------|--------|-----|-------|-------|
| | 原 価 | | | | 計 上 額 | うち益 | うち損 | |
| 株式 | 5,337 | 百万円 | 6,428 | 百万円 | 1,091 | 百万円 | 1,107 | 百万円 |
| 債券 | 73,278 | | 69,574 | | △3,704 | | 3 | 3,707 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|---------|-------|-------|
| 国債 | 65,386 | 61,851 | △3,534 | 0 | 3,534 |
| 地方債 | 309 | 306 | △3 | 1 | 4 |
| 社債 | 7,582 | 7,416 | △165 | 1 | 167 |
| その他 | 9,662 | 9,714 | 52 | 155 | 102 |
| 合計 | 88,277 | 85,717 | △ 2,560 | 1,265 | 3,825 |

当期において、その他有価証券で時価のある株式について0百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

31. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-------------|-----------|---------|
| 114,951 百万円 | 1,018 百万円 | 251 百万円 |

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|-----------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非公募事業債 | 1,630 百万円 |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 子会社・子法人等株式 | 14 |
| 関連法人等株式 | 50 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く) | 784 |

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----|---------|------------|------------|------------|
| 債券 | 722 百万円 | 25,657 百万円 | 12,489 百万円 | 36,136 百万円 |
| 国債 | 120 | 15,772 | 9,822 | 36,136 |
| 地方債 | 39 | 74 | 191 | — |
| 社債 | 562 | 9,810 | 2,475 | — |
| その他 | 1,761 | 8,678 | 12,985 | 5,106 |
| 合計 | 2,483 | 34,336 | 25,475 | 41,242 |

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は103,486百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが95,687百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも

当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は12百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

37. 当期末の自己資本比率は9.37%であります。

第104期

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|
| 経常収益 | 15,828 |
| 資金運用収益 | 12,037 |
| 貸出金利息 | 10,765 |
| 有価証券利息配当金 | 1,267 |
| コーポレートローン利息 | 1 |
| 預け金利息 | 1 |
| その他の受入利息 | 1 |
| 役務取引等収益 | 2,143 |
| 受入為替手数料 | 625 |
| その他の役務収益 | 1,518 |
| その他の業務収益 | 182 |
| 外国為替売買益 | 11 |
| 国債等債券売却益 | 171 |
| その他の経常収益 | 1,464 |
| 株式等売却益 | 846 |
| その他の経常収益 | 617 |
| 経常費用 | 13,822 |
| 資金調達費用 | 667 |
| 預金利息 | 264 |
| コーポレートマネー利息 | 74 |
| 借入金利息 | 3 |
| 金利スワップ支払利息 | 318 |
| その他の支払利息 | 6 |
| 役務取引等費用 | 1,049 |
| 支払為替手数料 | 113 |
| その他の役務費用 | 936 |
| その他の業務費用 | 372 |
| 商品有価証券売買損 | 0 |
| 国債等債券売却損 | 101 |
| 国債等債券償還損 | 164 |
| 金融派生商品費用 | 105 |
| 営業経費用 | 10,280 |
| その他の経常費用 | 1,451 |
| 貸倒引当金繰入額 | 773 |
| 貸出金償却 | 0 |
| 株式等売却損 | 149 |
| 株式等償却 | 0 |
| その他の経常費用 | 527 |
| 経常利益 | 2,006 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------|--------------|
| 特 別 利 益 | 240 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 12 |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | 228 |
| 特 別 損 失 | 32 |
| 動 産 不 動 産 処 分 損 | 18 |
| 減 損 損 失 | 12 |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 1 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 2,213 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 19 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,657 |
| 当 期 純 利 益 | 536 |
| 前 期 繰 越 利 益 | 240 |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額 | 9 |
| 中 間 配 当 額 | 312 |
| 当 期 未 処 分 利 益 | 473 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による費用総額は328百万円であります。
3. 1株当たり当期純利益金額は8円58銭であります。
4. 「その他の経常費用」には、退職給付費用20百万円が含まれております。
5. 「その他の特別利益」には、代行返上に伴う最低責任準備額と確定返還額との差異額178百万円を含んでおります。
6. 「特別損失」には、減損損失12百万円を含んでおります。なお、減損損失については以下のとおりです。

「減損損失」

当行は、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

場 所： 山形県内及び県外

用 途： 営業用店舗2か店

種 類： 土地、建物、附属設備及び構築物

減損損失： 12百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（連合店を形成している店舗については連合店単位）で行っております。減損損失を計上した営業用店舗は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込の為、将来キャッシュ・フローが発生しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額12百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、左沢支店10百万円（内、土地5百万円、附属設備4百万円、構築物0百万円）、郡山支店2百万円（内、建物2百万円、附属設備0百万円）であります。

第 104 期末（平成 18 年 3 月 31 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|------------------------------------|---------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 32,341 | 預 金 | 598,761 |
| コ ー ル ロ ー ン | 13,000 | コ ー ル マ ネ ー | 1,879 |
| 有 価 証 券 | 115,711 | 借 用 金 | 6,925 |
| 貸 出 金 | 455,986 | 外 国 為 替 | 3 |
| 外 国 為 替 | 163 | そ の 他 負 債 | 3,231 |
| そ の 他 資 産 | 4,991 | 賞 与 引 当 金 | 18 |
| 動 産 不 動 産 | 17,990 | 退 職 給 付 引 当 金 | 240 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,272 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,151 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 7,192 | 支 払 承 諾 | 7,192 |
| 貸 倒 引 当 金 | △7,862 | 負 債 の 部 合 計 | 620,403 |
| | | （ 少 数 株 主 持 分 ） | |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 468 |
| | | （ 資 本 の 部 ） | |
| | | 資 本 金 | 5,200 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,324 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 13,817 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,135 |
| | | 株 式 等 評 価 差 額 金 | △2,560 |
| | | 自 己 株 式 | — |
| | | 資 本 の 部 合 計 | 22,916 |
| 資 産 の 部 合 計 | 643,787 | 負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計 | 643,787 |

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第 2 条第 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2 に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 3 社

しあわせファイナンス株式会社
しあわせユーシーカード株式会社
山形ビジネスサービス株式会社

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1 社

株式会社エス・ワイコンピューターサービス

②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。 3 月末日 3 社

②持分法適用関連会社の決算日は次のとおりであります。 3 月末日 1 社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

3. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

4. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 22年～50年

動 産 4年～15年

連結される子会社及び子法人等の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,714百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度において全額損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として15年）

による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（代行返上後 2,191 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しております。

11. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
15. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額は 175 百万円であります。
16. 動産不動産の減価償却累計額は 19,035 百万円であります。
17. 動産不動産の圧縮記帳額は 1,070 百万円であります。
18. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、事務機器及び車両については、リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,590 百万円、延滞債権額は 16,582 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。
20. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 2 百万円であります。

なお、3 か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金であります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,867 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 26,042 百万円であります。

なお、19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、500 百万円であ

ります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 11,845 百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 3,951 百万円

その他 1 百万円

担保資産に対応する債務

預金 122 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 22,085 百万円、定期預け金 500 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は 587 百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 3,690$ 百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額は 366 円 47 銭であります。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

以下 33. まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 ー 百万円

当連結会計期間の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 連結 | 時 価 | 差 額 | | |
|-----|--------|--------|--------------|-------|-------|
| | 貸借対照 | | | うち益 | うち損 |
| | 表計上額 | | | | |
| 国 債 | ー 百万円 | ー 百万円 | ー 百万円 | ー 百万円 | ー 百万円 |
| 地方債 | ー | ー | ー | ー | ー |
| 社 債 | 3,802 | 3,723 | $\Delta 78$ | 21 | 100 |
| その他 | 23,465 | 22,966 | $\Delta 499$ | 107 | 606 |

| 合 計 | 27,267 | 26,689 | △577 | 128 | 706 |
|-----------------|------------|---------------------|-----------|-----------|--------|
| その他有価証券で時価のあるもの | | | | | |
| | 取 得 原 価 | 連 結 貸借対照 表計上額 | 評 価 差 額 | う ち 益 | う ち 損 |
| 株式 | 5,337 百万円 | 6,428 百万円 | 1,091 百万円 | 1,107 百万円 | 15 百万円 |
| 債券 | 73,278 | 69,574 | △3,704 | 3 | 3,707 |
| 国債 | 65,386 | 61,851 | △3,534 | 0 | 3,534 |
| 地方債 | 309 | 306 | △3 | 1 | 4 |
| 社債 | 7,582 | 7,416 | △165 | 1 | 167 |
| その他 | 9,662 | 9,714 | 52 | 155 | 102 |
| 合計 | 88,277 | 85,717 | △2,560 | 1,265 | 3,825 |

30. 当連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当連結会計期間中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-------------|-----------|---------|
| 114,951 百万円 | 1,018 百万円 | 251 百万円 |

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------|------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非公募事業債 | 1,630 百万円 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式（店頭売買株式を除く） | 800 百万円 |
| 非公募転換社債 | 210 百万円 |

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| | 1 年以内 | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|-----|---------|------------|-------------|------------|
| 債券 | 722 百万円 | 25,657 百万円 | 12,489 百万円 | 36,136 百万円 |
| 国債 | 120 | 15,772 | 9,822 | 36,136 |
| 地方債 | 39 | 74 | 191 | — |
| 社債 | 562 | 9,810 | 2,475 | — |
| その他 | 1,761 | 8,678 | 12,985 | 5,106 |
| 合計 | 2,483 | 34,336 | 25,475 | 41,242 |

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 101,059 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 93,260 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも

当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|------------------|-------------|
| 退職給付債務 | △10,025 百万円 |
| 年金資産（時価） | 6,929 |
| 未積立退職給付債務 | △3,095 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 1,791 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,862 |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | — |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 558 |
| 前払年金費用 | 799 |
| 退職給付引当金 | △240 |

36. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は12百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

37. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

38. 当連結会計年度末の自己資本比率は9.44%であります。

第104期

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 経常収益 | 17,923 |
| 資金運用収益 | 12,192 |
| 貸出金利息 | 10,913 |
| 有価証券利息配当金 | 1,274 |
| コールローン利息 | 1 |
| 預け金利息 | 1 |
| その他の受入利息 | 1 |
| 役員取引等収益 | 3,892 |
| その他の業務収益 | 182 |
| その他の経常収益 | 1,655 |
| 経常費用 | 15,641 |
| 資金調達費用 | 690 |
| 預金利息 | 263 |
| コールマネー利息 | 74 |
| 借入金利息 | 26 |
| その他の支払利息 | 325 |
| 役員取引等費用 | 2,421 |
| その他の業務費用 | 372 |
| 営業経費用 | 10,460 |
| その他の経常費用 | 1,695 |
| 貸倒引当金繰入額 | 823 |
| その他の経常費用 | 872 |
| 経常特別利益 | 2,282 |
| 特別利益 | 240 |
| 不動産処分利益 | - |
| 債却債権取立利益 | 12 |
| その他の特別利益 | 228 |
| 特別損失 | 33 |
| 不動産処分損失 | 18 |
| 減損損失 | 12 |
| その他の特別損失 | 1 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,489 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 103 |
| 法人税等調整額 | 1,654 |
| 少数株主利益 | 90 |
| 当期純利益 | 640 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額は10円24銭であります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却28百万円を含んでおります。
4. 「その他の特別利益」には、代行返上に伴う最低責任準備額と確定返還額との差異額178百万円を含んでおります。
5. 「特別損失」には、減損損失12百万円を含んでおります。なお、減損損失については以下のとおりです。

「減損損失」

当行は、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

場 所： 山形県内及び県外

用 途： 営業用店舗2か店

種 類： 土地、建物、附属設備及び構築物

減損損失： 12百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（連合店を形成している店舗については連合店単位）で行っております。減損損失を計上した営業用店舗は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込の為、将来キャッシュ・フローが発生しないことから、帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額12百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、左沢支店10百万円（内、土地5百万円、附属設備4百万円、構築物0百万円）、郡山支店2百万円（内、建物2百万円、附属設備0百万円）であります。

6. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令10号）に準拠しております。